一橋大学博士学位申請論文審查報告書

令和3年8月25日

申請者 中根倫拓

論文題目 親告罪の現代的意義―その多様化と非刑罰的紛争解決の促進

審查員 葛野尋之、青木孝之、緑大輔

本論文は、営業秘密侵害罪(2015年)、ストーカー行為罪(2016年)、強制性交等罪・強制わいせつ罪(2017年)、著作権侵害罪(2018年)という相次いだ非親告罪化について、ドイツ法、オーストリア法、スイス法および国際条約、EU 指令などから形成されるヨーロッパ刑法にわたる正確な比較法的知見と国際的潮流の理解、これらから得られる理論的示唆を踏まえて、その合理性に批判的検討を加えた意欲的で挑戦的な研究である。

本研究は、①日本法の議論が親告罪か非親告罪かという二者択一論に終始したところ、ドイツ語 圏三国の比較法的検討から、様々な形態の中間的親告罪を制度化することにより、被害者意思の尊 **重をより柔軟に考慮しつつ、「公益」の観点からの刑事手続・刑罰の必要と均衡させることができ** ること、②親告罪の根拠について、同じく比較法的検討から、日本の議論が伝統的な三分説(軽微 性、名誉・プライバシー保護、家族関係の保護)に依拠していたところ、三分説批判から和解思想 の台頭を経て、犯罪類型ごとに、修復的司法、治療的司法、行政的予防措置、民事法的救済など非 刑罰的紛争解決を促進することに親告罪の根拠を求める立場が有力化したこと、③日本法の議論が 非親告罪化が国際標準だとの認識に立っていたところ、ヨーロッパ刑法の潮流は非親告罪化ではな く、非刑罰的紛争解決の促進にあったこと、④ドイツ語圏三国の各犯罪類型についての職権犯罪化 の動向および法的議論の検討から、いずれの犯罪類型についても、単純な非親告罪化ではなく、親 告罪の非刑罰的紛争解決機能を重視しつつ、中間的親告罪制度をとることによって、訴追の必要性 に配慮しつつ、柔軟に被害者意思の尊重を図っていたこと、⑤これらを踏まえた日本法の非親告罪 化の批判的検討から、重大な性犯罪についての非親告罪化とともに、比較的軽微な性犯罪について は刑事手続にともなう被害者の精神的・時間的負担を回避し、和解による紛争解決や治療的措置を 促進する点、ストーカー犯罪については行政指導・行政命令による予防的措置を促進する点、著作 権侵害罪については民事法的救済を促進しつつ、寛容的利用をも許容する点、営業秘密侵害罪につ いては不正競争防止法のなかに用意された制度・手続を通じて民事法的救済を促進する点において、 親告罪制度の積極的意義が認められ、これらの犯罪類型を通じて、同制度によって非刑罰的手段に よる実質的・実効的な紛争解決が促進され、刑事手続・刑罰が限定されること、を明らかにした。 本研究は、①各犯罪類型について精緻な比較法的検討と国際的潮流の分析を行い、これらから得 られた理論的知見を日本法の批判的検討に積極的に活かしていること、②犯罪類型ごとの検討を踏 まえて、すべての犯罪類型を通じて、非刑罰的紛争解決を促進する点において親告罪の積極的な意 義を認めることができ、非刑罰的手段により実質的・実効的な紛争解決が可能になる点を明らかに したこと、③親告罪の現代的意義を、刑事手続・刑罰によるかよらないかという狭い枠組みを超え て、法的紛争の実質的・実効的解決というより広い枠組みにおいて捉え直したこと、④法的紛争解 決における刑事手続・刑罰の担うべき役割とその限定性というより深遠な研究課題へとつながりう

反面、本研究は、①ヨーロッパ刑法の定義、ドイツ法の条件的親告罪における「特別な公益」の概念内容、訴追打切りに結びつく治療措置、民事的紛争解決の促進の観点からの非犯罪化の是非など、重要な事項についての説明が十分でないこと、②日本の刑事手続を特徴づける検察官の広汎な訴追裁量権と親告罪の機能との関連について検討がなされていないこと、③より広い視点からの研究の意義づけおよび今後の研究の発展可能性が明確に叙述されていないこと、などの問題も残している。

ること、などにおいて高度の学術的価値を有している。

しかし、本論文の学術的価値は、これらの問題を補って余りあるものであるし、申請者自身、今後の課題を認識しており、それらを克服すべく研究を深化させていく計画を策定している。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者中根倫拓氏に一橋 大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。